石福総第 2387 号 令和5年12月26日

石狩市社会福祉審議会

会長 鈴 木 幸 雄 様

石狩市長 加藤龍幸

石狩市社会福祉審議会条例(平成8年条例第6号)第2条に基づく 諮問について

下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

諮問案件

1 浜益国民健康保険診療所の新たな診療方針について

以上

石狩市長 加藤 龍幸 様

石狩市社会福祉審議会 会長 鈴木 幸雄

浜益国民健康保険診療所の新たな診療方針について (答申)

石狩市社会福祉審議会条例第2条の規定に基づき、令和5年12月26日付石福総第2387号で諮問のありました浜益国民健康保険診療所の新たな診療方針について、本審議会において審議を行った結果、次の通り意見を付して妥当であると認め、ここに答申します。

【附带意見】

記

- 1. 旧石狩市、厚田区、浜益区の将来を見通し、各地区の連携を含めた具体的な医療福祉体制の提供について、今後も地域住民と十分にコンセンサスをとり、不安の払拭に努めること。
- 2. 少子高齢化が顕著な浜益区において、持続可能な診療所の運営を行うため、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備し、継続的かつ安定的な人材の確保に努めること
- 3. 診療所に通うことが困難となってきている高齢者の現状を踏まえ、訪問看護を行うなど、医療 提供体制の維持に努めつつ、時代や地域の実情にあった診療体制の構築に取り組むこと
- 4.診療時間外における「救急安心センターさっぽろ(#7119)」や「北海道小児救急電話相談(#8000)」等の利用について、丁寧な周知を図り、住民の不安払拭に努めること 周知にあたっては、高齢者が理解しやすいよう工夫をすること